

第62回景観まちづくり審議会報告時の委員意見及び原案への反映について

	意見	原案への反映
1	指針(素案)本編のうち、指針で定める制限内容と、参考として掲載されている内容を明確に区別すること。	素案では10～11ページに掲載していた参考部分を指針末尾に掲載し、指針で定める制限内容と参考部分を明確に区別した。
2	指針(素案)の10～11ページの参考資料について、景観形成のイメージが伝わりやすいように、使用する図画を整理すること。	現在使用している図画は、「景観形成ガイドライン」や「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」で定められているものを引用しているため、引用元を明記した。
3	指針(素案)の10ページに掲載されているシネシティ広場の現況写真について、画角が把握できるように、方位を記載すること。	参考資料に使用しているシネシティ広場の現況写真について、方位を記載した。
4	歌舞伎町の夜の顔だけではなく、昼の顔がイメージできる写真も使用すること。	写真の一部を昼間のものに変更した。